

23福保高介第342号

平成23年5月18日

各指定（介護予防）通所介護事業所 管理者様

各指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所 管理者様

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長

（ 公 印 省 略 ）

「東京都における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準」における留意事項について（通知）

日頃より、介護保険の円滑な運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、標記基準において定める宿泊室の基準等についての留意事項を下記のとおり定め
ましたので、宿泊サービスの提供にあたっては、ご留意願います。

記

- 1 個室以外の場所に宿泊室を設ける場合の一人当たり面積について
 - (1) 利用者が泊まるスペースは、基本的に1人当たり7.43㎡程度あり、かつ、その構造についてプライバシーが確保されたものであることが必要であることから、例えば、6畳間であれば、基本的に1人を宿泊させることになること。
 - (2) 個室の利用定員は、原則1人であるが、6畳間において夫婦での利用希望の場合など、一時的に2人を宿泊させたとしても直ちに基準違反にならないこと。
 - (3) 他の利用者が通らない宿泊室と連続した縁側等については、宿泊室の面積に含めて差し支えないこと。
 - (4) 個室以外の宿泊室の面積においては、台所、廊下、玄関ホール、脱衣所等の居室以外の面積は含まれないこと。
 - (5) 本基準の「個室以外の宿泊室」の面積と指定通所介護事業所等の「食堂兼機能訓練室」の届出面積とは直接関係ないものであること。

- 2 従業者の員数について、宿泊サービス提供時間帯を通じて、介護職員又は看護職員を常時1以上確保することとしていることについて
- (1) 本規定の「介護職員又は看護職員を常時1以上確保」とは、利用定員及び宿泊提供場所等の事業所ごとの運営実態に応じて、利用者に安全かつ適切な宿泊サービス提供を行うのに必要な人数を配置しなければならないことを定めていること。
 - (2) 例えば、利用定員が10名以上の宿泊サービス事業所や複数の階で宿泊サービスを提供する事業所においては、安全かつ適切な宿泊サービスを提供するために複数名の職員を配置することが望ましいこと。
 - (3) (2)の事例等においては、従業者の配置での対応だけでなく、その他基準に定める内容等により、利用者の安全確保に努めること。

(問い合わせ先)

東京都福祉保健局高齢社会対策部

介護保険課介護事業者係

電話：03-5320-4593